

至急のお願い

ワード署名文

禁煙宣言学会や、医学・医療保健団体、青少年育成団体、消費者団体他の代表や賛同者などの署名をお願いし、**下記にお送りください**。時間が切迫していますので、出来るだけ早めに、2016年内～2017年初を目途によろしく願います。**送り先：〒100-8916 厚生労働省健康局 御中** **又は下記まで郵送・Faxで**。

(呼びかけ団体:子どもに無煙環境を推進協議会 〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702 Fax06-6765-5020

要望声明文：<http://notobacco.jp/pslaw/draftteian1610.pdf> muen@silver.ocn.ne.jp)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部 受動喫煙防止対策強化検討チーム 御中
厚生労働大臣 様

受動喫煙防止の厚労省案に概ね賛同しますが、飲食店等のサービス業、職場等も 屋内を全面禁煙にし、「屋内喫煙室の設置を可」とするべきではありません

【経緯】

厚生労働省は、2016年10月12日、「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を発表し、
(A)官公庁、社会福祉施設、運動施設、大学は建物内禁煙、またバス・タクシーは全面禁煙とする。

(B)医療機関、学校は敷地内禁煙とする。しかし

(C)飲食店等のサービス業、職場、交通機関等は「原則建物内禁煙とした上で、『喫煙室』の設置を可とする」としています。

公開ヒアリングを年内に何回か行い、来年の国会に法案として提出予定のようですが、法制化にあたって経過措置や猶予が必要だとしても、以下の趣旨・理由で、厚労省案に概ね賛同しつつも、たたき台に標記を含めた全般的な受動喫煙の危害防止の法整備を私たちは強く要望いたします。

【要望趣旨・理由】

1. 国立がん研究センターも「公共の場での屋内全面禁煙の法制化が必要」、厚生労働省も『たばこ白書』で「わが国でも喫煙室を設置することなく屋内の100%禁煙化を目指すべきである」と述べている。

2. 飲食店等のサービス業に「喫煙室」を設置することにより、受動喫煙の被害をなくすことは全く出来ない。
・喫煙室に喫煙者が出入りする際、タバコ煙は必ず漏れ出るので、喫煙室外の空間はタバコ煙で汚染される。
・「喫煙室」の客の注文サービスなどにより、未成年者～若年者や女性を多く含む労働者が受動喫煙の危害を受ける。そもそも「喫煙室」の設置と維持にお金をかけるより、全面禁煙にすれば費用は皆無です。

3. 「受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間15,000人と推計され」、非喫煙者は国民の約84%(国民の5/6)であることから、1万5千人の数千倍以上の人が受動喫煙の危害を受け、健康を害し損なうリスクを受け続けることになる。

4. 飲食店等のサービス業が足並みを揃えて屋内禁煙になるのであれば、店の売上げに影響は無いどころか、むしろ逃げていた客の利用が増えることで、売り上げ増になる。人と環境に優しいエコにも寄与する。

・「喫煙室設置可」にすれば、サービス業の規模や資金力などにより格差が生じることになりかねず、小・中規模店が経営不振となる可能性があり、公平性を著しく欠くことになる。(食ベログでは15%が完全禁煙店/タクシーが全面禁煙になってもタクシー会社は潰れていません)

5. 法律により屋内を全面禁煙とした国などのデータでも、全面禁煙は多くの受動喫煙関連の疾患を減らし、医療費も大幅に減っている。全面禁煙は喫煙者の禁煙を促し、「喫煙室可」はその妨げにもなります。

6. 「新成長戦略」、「がん対策推進基本計画」、「健康日本21計画(第二次)」でも、2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。(2015年には事務所建物内の全面禁煙は53%です)

7. 非燃焼の加熱式タバコ、電子タバコ等の新型タバコは、ニコチンや発がん物質等が含まれ、見えにくい吐き出しによる受動喫煙で害は避けられないので、本法律による禁煙の場所での使用を禁止すべきです。

署名者 (代表者や賛同者の自筆署名あるいは捺印をお願いします；多数の署名や周りへの紹介・依頼もお願いします)

名前

住所

機関名・役職 (あれば；省略可)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部 受動喫煙防止対策強化検討チーム 御中
厚生労働大臣 様

厚生労働省は、2016年10月12日、「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を発表し、
(A)官公庁、社会福祉施設、運動施設、大学は建物内禁煙、またバス・タクシーは全面禁煙とする。
(B)医療機関、学校は敷地内禁煙とする。しかし
(C)飲食店等のサービス業、職場、交通機関等は「原則建物内禁煙とした上で、『喫煙室』の設置を可とする」としてありますが、

**受動喫煙防止の厚労省案に概ね賛同しますが、飲食店等のサービス業、職場等も
屋内を全面禁煙にし、「屋内喫煙室の設置を可」とするべきではありません**

署名者（代表者や賛同者の自筆署名あるいは捺印をお願いします；多数の署名や周りへの紹介・依頼もお願いします）

名前 _____ 住所 _____ 機関名・役職（あれば；省略可） _____

出来るだけ早めに、2016年内～2017年初を目途に下記にお送りください。

送り先：〒100-8916 厚生労働省健康局 御中 又は下記まで郵送・Faxで。

呼びかけ団体：子どもに無煙環境を推進協議会 〒540-0004 大阪府中央区玉造1-21-1-702 Fax06-6765-5020

厚生労働省の「受動喫煙防止対策の強化(たたき台)」の動きの紹介サイト⇒ <http://notobacco.jp/pslaw/>